

ある著作物を参考に作品を制作しました。どこまでが複製で、どこからが翻案を超えた別著作物になるのでしょうか？

今回のなるほど著作権セミナーは、前号で挙げた著作権の権利範囲のうち、「複製行為」と翻案などの「加工行為」の関係について考えてみましょう。



著作権の難しいところだけど、頑張りましょう！

なかがわ

な) 著作物にとってオリジナリティーはとても重要だけど、誤解をおそれずに言えば、他の過去の著作物を参考にしていない作品のほうが少ないと思うんだ。

ち) 創作の手法として、「直喩」や「^{シミリー}「隠喩」があるものね。確かに何かを借りてきて別のものを表現するというのは珍しいことではないのかも……。

な) 著作権では創作者間の争いに発展する可能性があるから、この問題はとても重要なんだ。

ボクにも理解できるかな～？



チヨッキー

1. 産業財産権にない条件……依拠性

な) じゃあ、早速質問。Aさんが描いたイラストXがあります。その後、BさんがXにとってもよく似たイラストxを描いて、それを販売しようと思ったら、Aさんの許諾は必要かな？

ち) まずは、複製権と翻案権、**翻案権等**（以下、**翻案権**）の条文を確認するヨ！

条文

複製権

21条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

翻訳権、翻案権等

27条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

ち) 2つのイラストがどのくらい似ているのか分からないけど、少なくとも翻案だろうから、許諾は必要でしょ。

な) ブー！ 残念でした～！ 答えは「どちらともいえない」。

ち) わッ、何なの、その答え～！！(怒)。

な) ハハハ、ゴメンゴメン。産業財産権を扱っていると、どうしても類似性に目がいってしまうから仕方がないんだけどね、この問題には、答えを導き出すのに決定的に欠けている条件があるんだよ。

ち) 欠けている条件って、何？

な) よく見てごらん。複製と翻案そのどちらにも「その著作物を……」と書いてあるよね。つまり、xがXをもとに描かれているかどうかのカギなんだ。

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

センセ、いじわるだよお～！



あわわ……

チ) あっ、そうか。BさんがXの存在を知らずに、xがたまたまXに似てしまったような場合は、複製でも翻案でもないってことだね！

な) 正解！ 欠けている条件というのは、「**依拠性**」なんだ。

チ) 「**依拠性**」は産業財産権にはないよね。「他人の登録意匠に偶然似てしまったけど、でも自分で考えたんだ！」と主張しても、意匠権の侵害の抗弁にはならないものねえ (笑)。

な) そう。特許権、意匠権などの産業財産権を絶対的な権利と定義すれば、著作権は他人の創作に対する相対的な権利といえるかもしれないね。だから、著作権侵害かどうかを判断する場合は、類似性のみならず依拠性を考えなければならないんだよ。

重点

複製となるために必要な要件^{※1}

依拠性：対比される作品が、他人の著作物に依拠していること。
類似性：対比される作品が、他人の著作物に類似していること。

チ) Aさんから見て「こんなに似ているんだから、依拠したに違いない」という主張はできないの？ つまり類似性だけの立証で十分みたいな……。

な) 確かに音楽や映画など情報量の多い著作物については、そういうことをいえる可能性はあると思う。曲の出だしから終わりまでほとんど同じメロディーであれば、確率論からいって「偶然です」と言っても無理があるよね (笑)。でも、情報量が少ない著作物や、創作対象のモチーフが同じ場合など、結果物が類似していても依拠していないこともあるでしょ。

チ) 例えば、どんなものがあるの？

な) 前者の例は、俳句が該当しそうだね。文字は5・7・5の計17文字だけど、お題が与えられれば季語のくくりがあるから、さらに偶然似た俳句が生まれる可能性はあるんじゃないかな。後者の例は、風景写真だね。

チ) 風景写真って、どういうこと？

な) 例えば、東京タワーがきれいに見えるポイントで、2人が並んで同時に東京タワーを中心にした構図で撮影したら、きっと同じような写真になる。でも、その2枚は別々の写真だよ^{※2}。

チ) 「類似性」と「依拠性」は互いに独立した要件なんだネ。このケースではイラストだけど、特に複雑な著作物でもないし。そうすると、AさんがイラストxのイラストXへの依拠を立証しようとする、難しい場合も多いのかなあ？

な) 一ついえるのは、時間的に後で創作した作品を、先に創作した作品が依拠することはできないということ。そもそも、Aさんは自分の創作日を立証しなければならぬわけだから、先使用権の証明に使う「確定日付^{※3}」などの利用は依拠性の前提として有効だよ。

チ) なるほどねえ～。

※1) 「ワン・レーニー・ナイト・イン・トーキョウ事件」[最判S53.9.7 昭和50(オ)324]の判決では、「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを複製することをいうと解すべきであるから、既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して複製されたものでないときは、その複製をしたことにはあたらず」として、依拠性が「複製」の成立に必要であることを明確にしている。

※2) 全く別に撮影した写真の著作権侵害を認定した事件として「みずみずしいスイカ事件」(東京高裁H13.6.21)があるが、同事件は、人為的にモチーフを操作できる場合であり、風景写真では同じように判断される場合はないと思われる。

※3) 公証役場で付してもらえる。



2. 依拠にもレベルがある……類似性

な)次は「類似性」について。他人の著作物に依拠して、ある作品を制作した場合、いろいろな言い方があるでしょ？ 思いつくままに挙げてみよう。

チ)「コピーした」「まねをした」「参考にした」「モチーフとした」「パロディーである」「インスパイアされた」「オマージュである」……とか？

な)わぁ、たくさん出てきたね！(笑) どう？ 「依拠している」といっても、そのレベルに違いがあるということを感じてもらえたかな？

チ)後ろにいくほど、後ろめたさがない！

な)ハハハ。著作権制度では、依拠自体が問題なのではなくて、表現物としての類似性が問題とされるからね。じゃあ、依拠のレベルを整理してみよう。下級審の判決だけど、以下の判決では、一方が他方に依拠する2つの作品間の関係をきれいに整理してくれているよ。

さすが、
チョッキー！



グッジョブ！

事例

「アンコウ行灯事件」(京都地判H7.10.19)

著作物とそれに依拠した他の著作物との関係について、次のように判示している。
「著作権侵害行為は、既存の著作物を利用してある作品を作出する場合に成立するが、その利用の態様としては、①既存の著作物と全く同一の作品を作出した場合、②既存の著作物に修正増減を加えているが、その修正増減について創作性が認められない場合、③既存の著作物の修正増減に創作性が認められるが、原著物の表現形式の本質的な特徴が失われるに至っていない場合、④既存の著作物の修正増減に創作性が認められ、かつ、原著物の表現形式の本質的な特徴が失われてしまっている場合が存在する。そして、著作権(著作財産権)との関係からいえば右①②の場合は著作権中の複製権(著作権法21条)の侵害であり、右③の場合は著作権中の改作利用権(同法27条)の侵害であり、右④の場合には、全く別個独立の著作物を作成するものであって、著作権侵害を構成しない。」



チ)一口に他人の著作物に依拠するといっても、4段階あるということ？

な)そのとおり。つまり、依拠したといっても、コピーレベルから別著作物になるレベルまでさまざまということをこの判決では示しているんだよ。

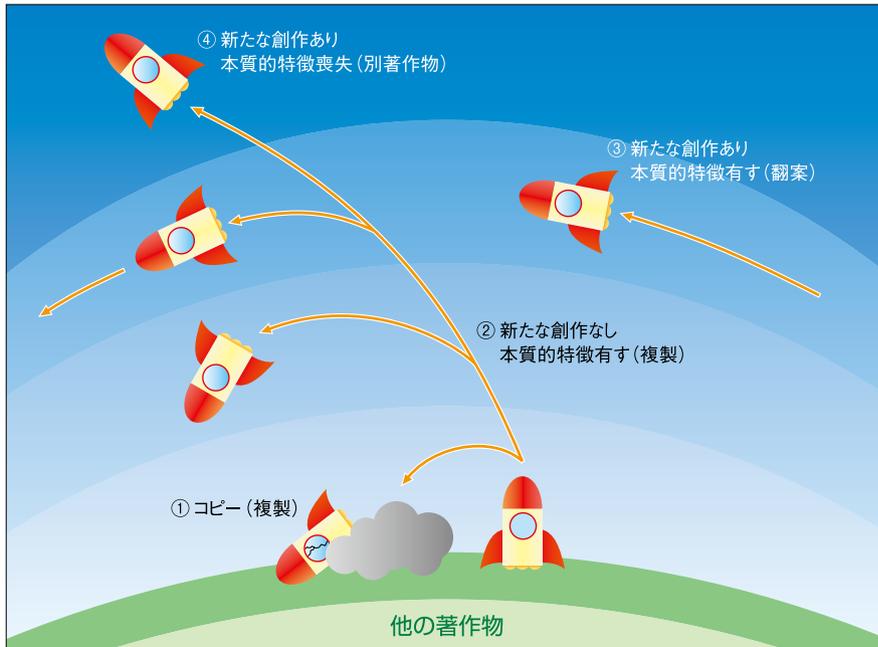
チ)「複製」とは、コピーだけを指すのではなくて、変形も含んだある程度幅のある行為なんだね。意匠の同一に対する類似に似ているなぁ。

な)そう、「同一性」ではなく「類似性」というのは、この幅ゆえだね。そして、新たな創作性が付加されたかどうか、「複製」と「翻案」を分けるポイントであるということも、この判決ではいっているんだ^{※4}。

チ)「複製には幅がある」「複製と類似の違いは新たな創作があるかどうか」ということね。

な)翻案は新たな創作を含むから「二次的著作物」といわれるんだよ。ここで複製と翻案の関係をもう一度、整理しよう。視覚的に説明するために、ロケットの打ち上げにたとえてみるね。

※4)「江差追分事件」(最判H13.6.28)において、「言語の著作物の翻案(著作権法27条)とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう」と判示され、「翻案」は「別の著作物の創作」と定義されている。



新たな作品をロケット、その作品が依拠した他の著作物を地球と仮定する。地面から浮き上がらなかった場合(①)や、浮き上がったも結局地面に墜落してしまう場合(②)は「複製」にすぎない。次に、衛星軌道に乗ったとしても、いまだ地球の引力に捕らわれてしまう場合(③)が「翻案」。そして、地球の引力圏を抜けて宇宙へ飛び出していくもの(④)が「別著作物」である。

チ) キャハハ。ロケットでたとえるのは面白いね！ 地球に戻ってくるものと地球を飛び出すものがあることは想像できたけど、その間に人工衛星になるものがあるというのは思いつかなかったな～(笑)。

な) そうなんだ。新たな創作があっても、「いまだ他の著作物の本質的な特徴を感得することができる著作物」は翻案というわけ^{※5}。原作漫画とアニメ、原作小説と映画などの関係だね。翻案は、原著作物の権利から脱し切れていないんだ。この権利関係は、次のように規定されているよ。

※5) ※4の「江差追分事件」の最高裁判決参照。

条文

二次的著作物の利用に関する原作者の権利

28条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

チ) なるほど、翻案によって制作された二次的著作物は、原著作物の著作権者にコントロールされるということだね。

次回は……

公衆伝達 について学習します。



今月のクイズです。
放送事業者は放送したコンテンツに対して著作隣接権を有するが、インターネット事業者も広くいえば放送事業者であるからインターネットで公衆送信したコンテンツに対して著作隣接権を有する？



ウーン。どっちだろ？ 難しいなア～。

※解答は p.65



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門 3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp